受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

注文者等向け（建設業・造船業）
説明資料

CONTENTS

1	建設業・造船業の安全衛生管理体制	3
2	連絡調整不足による労働災害事例	9
3	特定元方事業者等の講ずべき措置（連絡調整）	12
4	特定の作業等に係る注文者としての措置	15
5	個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項	22
6	作業場所管理事業者として必要な措置	24

労働安全衛生法は、色々な仕事、役割、機械、設備、物質等が出てきます。そして、その名称の定義が法律等の条文で行われています。

今回の『改正安衛法令』でも「個人事業者」のように新たに定義されたものも多くあるので、しっかり確認していきましょう！

なお、私は、ナビ役で時々出てきます。よろしく！



事業者



【安衛法2条3号】
事業を行う者で、労働者を使用するもの（法人または個人経営者）

個人事業者



【安衛法31条の3第1項】
事業を行う者で、労働者を使用しないもの（法人または個人経営者）

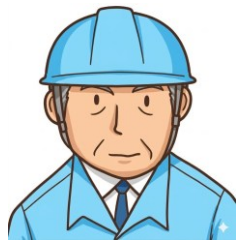
1　建設業・造船業の安全衛生管理体制

建設業や造船業は、その特有な混在現場の統括安全衛生管理体制と安全管理者や衛生管理者を選任して事業場を主体とする総括安全衛生管理体制の両方が必要です。



○混在現場の安全衛生管理体制

統括安全衛生責任者（通称：統責体制）
元方安全衛生管理者及び安全衛生責任者
災害防止協議会



統括安全衛生責任者

○事業場主体の安全衛生管理体制

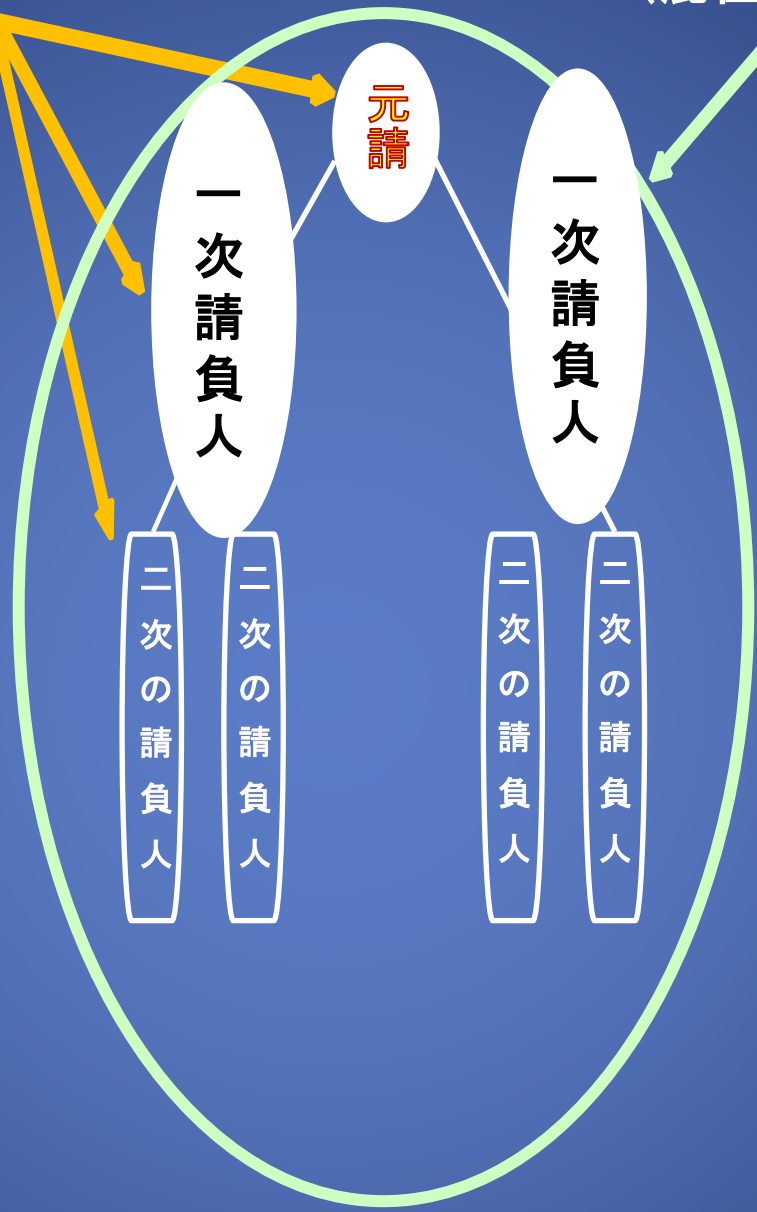
総括安全衛生管理者（通称：総括体制）
安全管理者・衛生管理者・産業医
調査・審議機関　安全衛生委員会
安全衛生推進者



総括安全衛生管理者

（個別事業場主体の管理体制）

一定の管理を必要とする作業	10名以上50名未満	50名以上	100名以上
作業主任者	安全衛生推進者	産業医 安全衛生委員会 安全管理者・衛生管理者	総括安全衛生管理者



（混在作業現場の管理体制）

すべての混在作業現場	50名以上（ずい道、圧気、一定の橋梁は30名以上）	20名以上30名未満（ずい道、圧気、一定の橋梁）、20名以上50名未満（鉄構造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物）
災害防止協議会（元請・請負人）	安全衛生責任者（請負人） 元方安全衛生管理者（元請） **統括安全衛生責任者（元請）**	店社安全衛生管理者（店社に配置）

混在現場　発注者・注文者・元方事業者・特定元方事業者・関係請負人

発注者

【安衛法30条2項】
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者



注文者

【安衛法3条3項】
仕事を他人に請け負わせている者

元方事業者

【安衛法15条1項】
一の場所において行う仕事の一部を請負人に請け負わせ自らも仕事の一部を行う最先次の請負契約における注文者



特定元方事業者

【安衛法15条1項】
元方事業者のうち、建設業、造船業の仕事を行う者

１次下請



２次下請



３次下請（最後）



関係請負人

【安衛法15条1項】
元方事業者以外の請負人

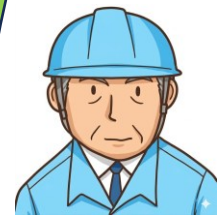
建設業等の混在作業現場
における統括管理のスタッフです。



特定元方事業者



選任　選任



統括安全衛生責任者

【安衛法15条】
元方安全衛生責任者を指揮
30条記載の事項を統括管理

指揮



元方安全衛生管理者

【安衛法15条の2】
統括安全衛生責任者が行う職務のうち技術的事項を管理しその職務を補佐する

統括安全衛生責任者(安衛法第１５条)

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に**請け負わせているもの**（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの**最も先次の請負契約における注文者**(**「元方事業者」**)のうち

特定元方事業者(建設業、造船業の元請）は

＊「特定事業」⇒建設業及び造船業

当該一の場所において、その**労働者**である**作業従事者**（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者**がある場合には、当該者を含む。）及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）**に係る作業従事者**が作業を行うときは、これらの**作業従事者の作業**が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため自社と関係請負人の労働者が同一の場所で行われる混在作業による労働災害を防止するため

統括安全衛生責任者(統責者)を選任し、元方安全衛生管理者の指揮、**法第30条第1項各号の事項を統括管理**させなければならない。

赤字が改正箇所です。





個人事業者

作業従事者に私も入るのですね。



統括安全衛生責任者

個別事業場主体の安全衛生管理体制

事業者

【安衛法2条3号】
事業を行う者で、労働者を使用するもの



建設・造船業の個別事業場主体の安全衛生管理体制の構成メンバーです。





総括安全衛生管理者

【安衛法10条】
安全管理者、衛生管理者を指揮
10条記載の統括管理業務を行う

建設業は常時100人以上、造船業は常時300人以上の労働者を使用する事業場で選任



安全管理者

労働者数が常時50人以上のときに選任

【安衛法11条】
統括管理業務のうち安全にかかる技術的事項を管理



衛生管理者

【安衛法12条】
統括管理業務のうち衛生にかかる技術的事項を管理

労働者が常時10人以上50人未満のときに選任

安全衛生推進者



【安衛法12条の2】
統括管理業務の担当

作業主任者



【安衛法14条】
労働災害防止管理を必要とする業務で選任

産業医



【安衛法13条】
労働者数が常時50人以上のときに選任

安全委員会



【安衛法17条】

労働者数が常時50人以上のときに設置。

衛生委員会



【安衛法18条】

【安衛法19条】
安全委員会及び衛生委員会を設けなければならない時は、これらの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置できる。

総括安全衛生管理者(安衛法第10条)



事業者は政令（政令２条）で定める規模の事業場ごとに

＊建設100名　造船300名

当該事業場においてその事業の実施を統括する者を充てる

総括安全衛生管理者を選任し



総括安全衛生管理者

安全管理者、衛生管理者又はずい道等救護技術管理者を指揮させ

次の業務を統括管理させる

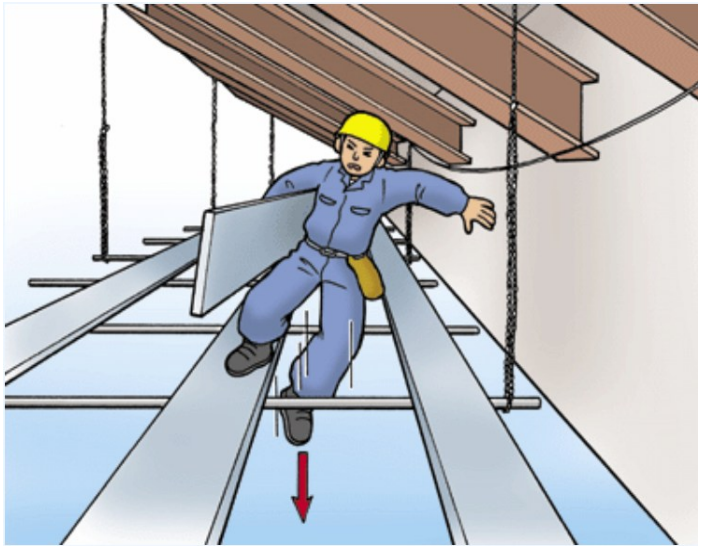
1　労働者の危険又は健康障害防止の措置
2　労働者の安全又は衛生の教育の実施
3　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
4　労働災害の原因の調査及び再発防止対策
5　前各号のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令（則３条の２）で定めるもの

安衛則３条の２

1　安全衛生に関する方針の表明に関すること
2　法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（リスクアセスメント）
3　安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること（マネジメントシステム）

2　連絡調整不足による労働災害事例

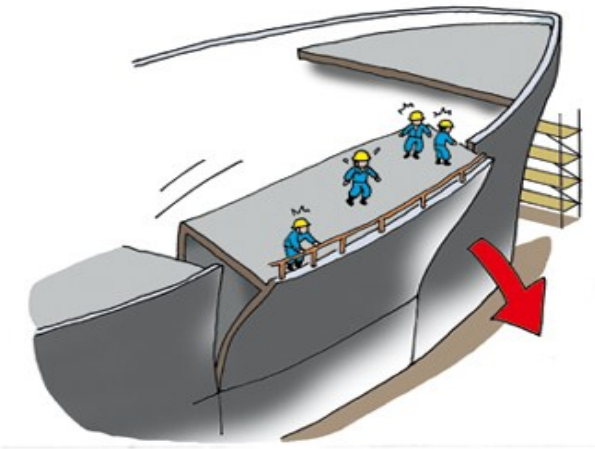
つり足場の解体中に川に墜落

発生状況	 被災者は、橋梁工事の3次下請の労働者としてつり足場の組立、解体の作業を行っていた。 災害発生当日、被災者は、同僚9名とともに現場に入り、朝8時15分頃からつり足場（上下2段）の解体作業に着手した。午後3時頃、被災者は、下段の足場で他の作業者が取り外した足場材（足場板、単管、チェーン、クランプ）を上段の足場にいる者に渡す作業を行っていたが、運搬途中で足場を踏み外して約8m下の川に墜落した。 川は前日からの大雨で増水していて、流れも速くなっていたため、被災者は川の流れに飲み込まれ行方不明になり、約1ヵ月後に河口堰付近において水死体で発見された。
原因	1　移動時の墜落防止措置が不適切であったこと－紡網、安全帯の使用等墜落防止措置の徹底がされていなかった。 2　墜落防止対策等の徹底や作業主任者の職務の履行等安全に関する作業計画が十分ではなかったこと 3　元方事業者の代理人1名が常駐していたが、1次・2次下請の責任者は駐在しておらず、関係請負人との連絡調整や作業場所の巡視など統括安全管理が行われていなかったこと
対策	1　墜落防止措置を徹底すること 2　リスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた適切な作業計画を策定し、周知すること 3　統括安全管理等を行うこと 元方事業者は、関係請負人で構成する協議組織を設置し、関係下請け人との連絡調整を行うとともに、作業場所を巡視し必要な指導援助を行うこと

出所：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

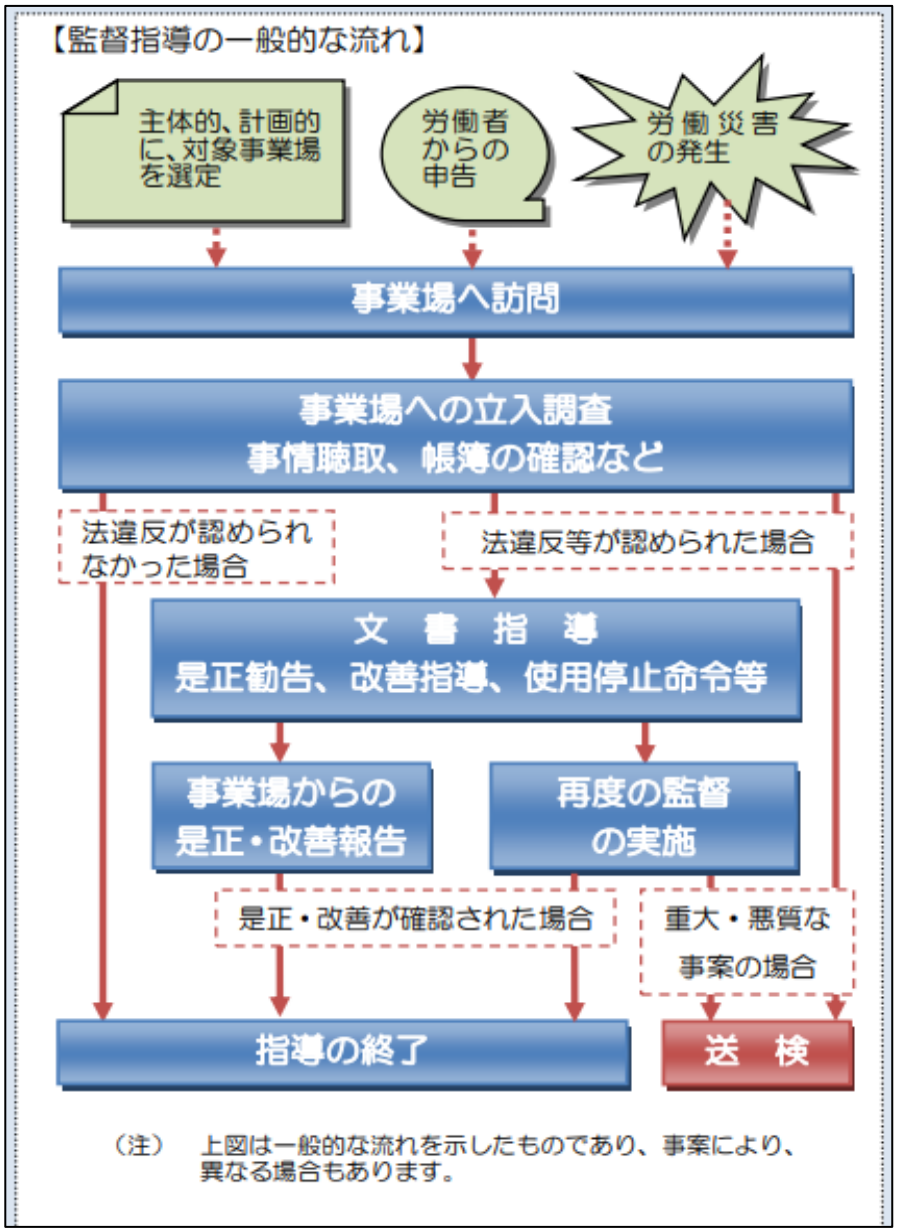
連絡調整不足による労働災害事例

建造中のコンテナ船に搭載中の船体ブロックが横転し、作業員が墜落

発生状況	 造船工場のドック内で、自立できない形状（重心が底面外側）の船体ブロックをクレーンから下ろして据え付け、位置決め用の強度が不十分な治具で隣のブロックに固縛しようとした際、治具が破断してブロックが25m下のドック底へ横転・倒壊した。これにより、ブロック上で固縛確認や仮設手すり取り付けを行っていた混在作業者4名が墜落し、2名が死亡。同工場では危険度に応じた「クレーン保持のまま溶接する」ルールがあったが、ランク付けが担当者任せで実施されておらず、さらに6事業場が混在する中で人員配置や作業手順の連絡調整も不足していた。
原因	1　船体ブロックの横転防止措置が不十分であったこと 2　作業間の連絡調整が不十分であったこと
対策	1　船体ブロックの横転防止措置を検討し改善すること 2　統括管理体制を整備し、実効ある管理を行うこと 特定元方事業者である親会社（造船所）は、統括安全衛生責任者を選任するのみでなく、すべての下請業者による協議組織の設置と連絡調整の実施、職場巡視の実施等実効ある統括安全衛生管理を行わせる必要がある。

出所：職場のあんぜんサイト　労働災害事例より

連絡調整不足による労働災害事例



出所：厚生労働省ＨＰ「労働基準監督官の仕事」

死亡災害は決して発生させてはいけません。
労働災害等が発生した場合、左図のように労基署で災害調査を行い重大悪質な場合は送検することもあります。







労働基準監督官

行政官
労働安全衛生法91条

捜査官
労働安全衛生法92条

3　特定元方事業者等の講ずべき措置（安衛法第３０条１項）

特定元方事業者(**建設業、造船業の元請**)は

↓

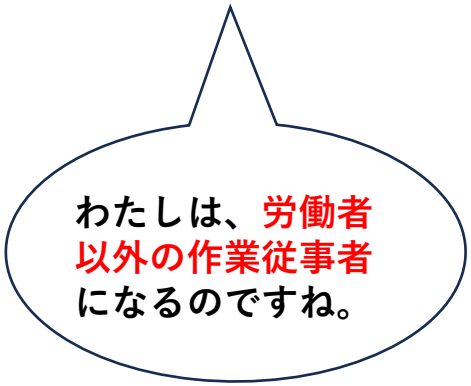
その労働者である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者**がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人**に係る作業従事者の**作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

↓

①協議組織の設置及び運営
②作業間の連絡及び調整
③作業場所の巡視
④関係請負人が行う労働者の安全衛生のための教育に対する指導援助
⑤仕事の工程に関する計画と使用する機械、設備について
　イ　工程計画及び機械、設備等に関する配置計画の作成
　ロ　使用する一定の機械、設備等について、安衛法令に基づき関係請負人が講ずべき措置について指導する
⑥その他厚生労働省令で定める事項（安衛則６３５～６６４条）







特定元方事業者等の講ずべき措置（安衛法第３０条１項）

①協議組織の設置及び運営を行うこと。

安衛則635条



②作業間の連絡及び調整を行うこと。

安衛則636条



③作業場所を巡視すること。

安衛則637条



④関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

安衛則638条



⑤建設業の特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

安衛則638条の3

安衛則638条の4



（計画作成・関係請負人への指導）

⑥①～⑤に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

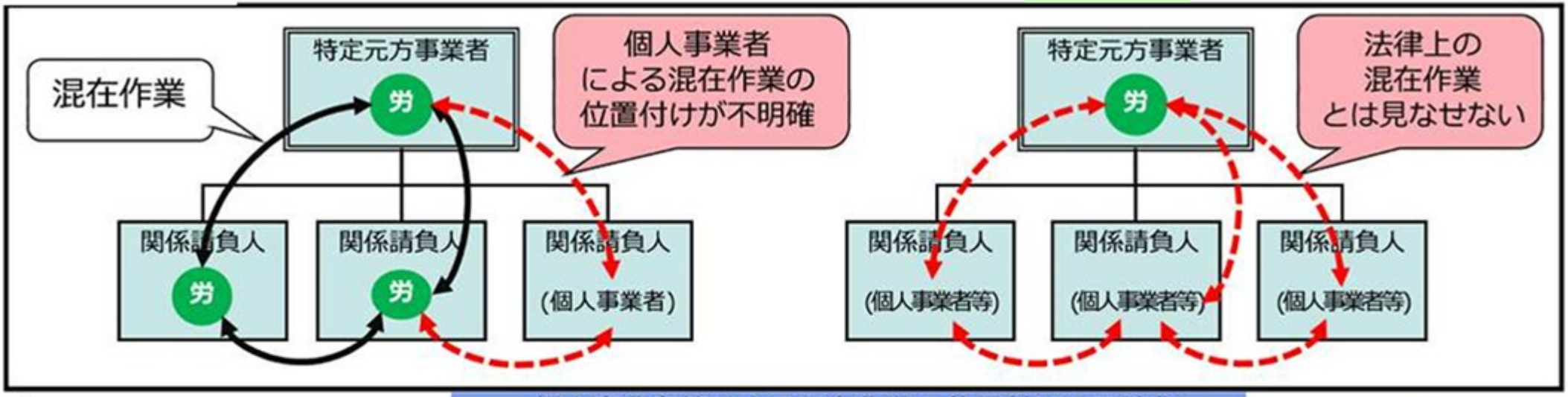
安衛則639条　クレーン等の運転についての合図の統一
安衛則640条　事故現場等の標識の統一等
安衛則641条　有機溶剤等の容器の集積箇所の統一
安衛則642条　警報の統一等
安衛則642条の2・2の2　避難等の訓練の実施方法等の統一等
安衛則642条の3　周知のための資料の提供等

建設業等における混在作業現場における連絡調整



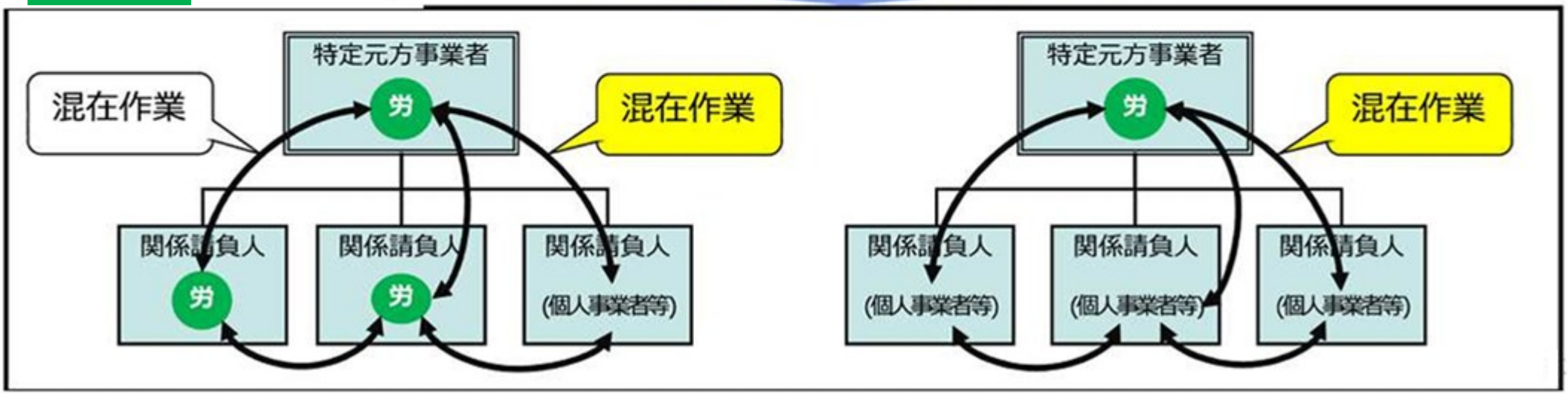
混在作業の時の
位置付けが明確に
なりました！

個人事業者



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

改正後



出所：敦賀労基署ＨＰを一部修正

4-1　特定の作業等に係る注文者としての措置（安衛法第３１条）

特定事業の仕事を自ら行う**注文者**は、

↓

建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、

↓

当該仕事を行う場所において**その請負人**（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の**後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。**）に係る**作業従事者**（労働者及び**労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。**）に使用させるときは、

↓

当該建設物等について、**労働災害を防止するため必要な措置**を**講じなければならない。**

赤字が改正箇所です。





個人事業者

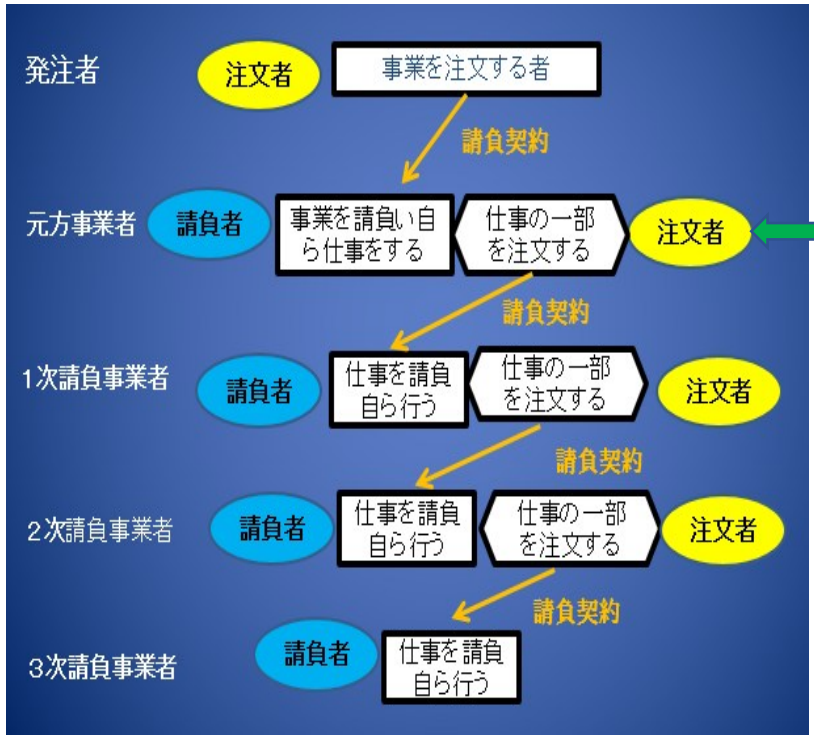
注文者の講ずべき措置の対象として、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が加わっています。

特定の作業等に係る注文者としての措置（安衛法第３１条）




個人事業者



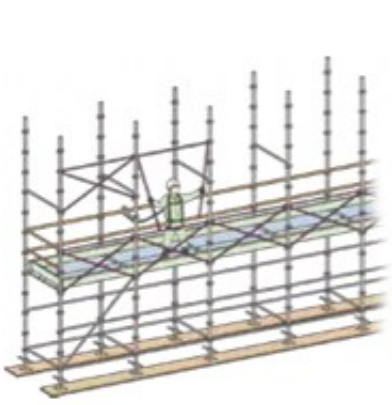



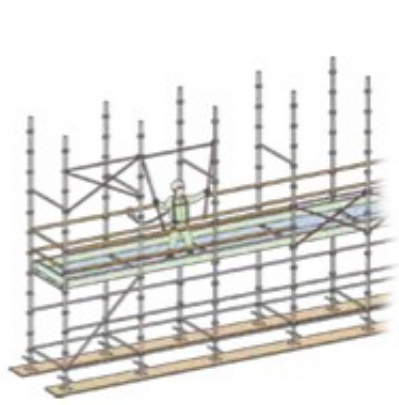
特定事業（建設業・造船業）の仕事を自ら行う注文者

下請、孫請が２以上ありそれぞれ注文者となるときは、当該建設物等にかかる最上位の注文者（３１条２項）



ここの作業従事者は、①労働者＋②労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限られています。





手すり先行工法の足場を使用しましょう

建設物、設備又は原材料（建設物等）をその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の**後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。**）に係る**作業従事者**（労働者及び**労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。**）に使用させるとき

当該建設物等について労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

特定の作業等に係る注文者としての措置（安衛法第３１条）

くい打機及びくい抜機についての措置	第６４４条
起動装置についての措置	第６４５条
型枠支保工についての措置	第６４６条
アセチレン溶接装置についての措置	第６４７条
交流アーク溶接機についての措置	第６４８条
電動機械器具についての措置	第６４９条
潜函かん等についての措置	第６５０条
ずい道等についての措置	第６５１条
ずい道型わく支保工についての措置	第６５２条
物品揚卸口等についての措置	第６５３条
架設通路についての措置	第６５４条
足場についての措置	第６５５条

作業構台についての措置	第６５５条の２
クレーン等についての措置	第６５６条
ゴンドラについての措置	第６５７条
局所排気装置についての措置	第６５８条
プッシュプル型換気装置についての措置	第６５８条の２
全体換気装置についての措置	第６５９条
圧気工法に用いる設備についての措置	第６６０条
エックス線装置についての措置	第６６１条
ガンマ線照射装置についての措置	第６６２条

4-2　特定作業(移動式クレーン作業等)の注文者の連絡調整（安衛法第３１条の３）

建設業に属する事業の仕事を行う**二以上の事業者**又は**個人事業者**（**事業を行う者で、労働者を使用しないもの**をいう。以下同じ。）に係る**作業従事者**（労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）が**一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業**（以下この条において「**特定作業**」という。）を行う場合において、

↓

特定作業に係る仕事を**自ら行う発注者**又は当該**仕事の全部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているもの**は、

↓

厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。





個人事業者

この条文で個人事業者の定義をしています。

特定作業(移動式クレーン作業等)の注文者の連絡調整（安衛法第３１条の３）

二以上の事業者又は**個人事業者**に係る作業従事者が、一の場所において建設機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う場合には、作業全体を管理している注文者は、事業者又は**個人事業者間の**作業の内容、指示の系統、立入禁止区域についての**連絡調整等を**行わなければならない。



共同作業全体を管理している注文者（自ら特定作業を行う発注者又は請負業者）

連絡・調整

連絡・調整





十分な連携

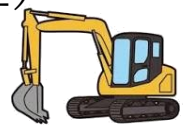




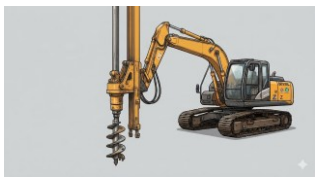
特定作業(移動式クレーン作業等)の注文者の連絡調整（安衛法第３１条の３）

【機械】
（法第３１条の３第１項の厚生労働省令で定める機械）
安衛則６６２条の５

一　パワーショベル、ドラグショベル、クラムシェル（機体重量が三トン以上）



二　くい打ち機、くい抜き機、アースドリル、アースオーガー



三　つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン



【特定作業】
法第３１条の３第１項の機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業）

（パワー・ショベル等についての措置）
安衛則６６２条の６
玉掛又は誘導の作業、荷のつり上げ作業時の運転

（くい打機等についての措置）
安衛則第６６２条の７
運転、作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）、玉掛け、くいの建て込み、くい若しくはオーガーの接続又は誘導の作業その他当該機械に係る作業

（移動式クレーンについての措置）
第６６２条の８
運転、玉掛け又は運転についての合図の作業その他当該機械に係る作業

・作業の内容
・指示の系統
・立入禁止区域

必要な連絡調整を行わなければならない



4-3　特定の作業等に係る注文者としての措置（安衛法第３１条の２）

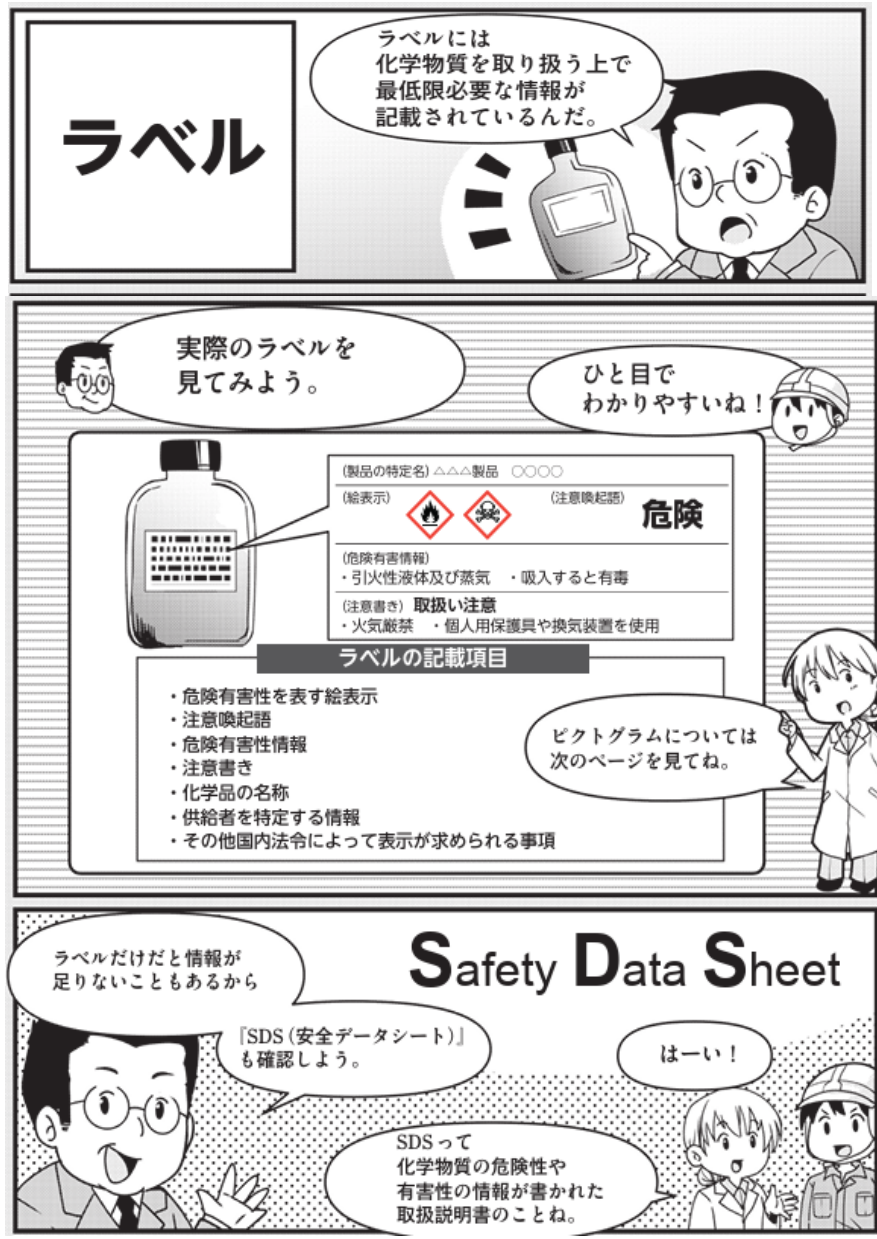
化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める**作業**に係る仕事の**注文者**は、

当該物について、当該仕事に係る**請負人の労働者の労働災害を防止**するため必要な措置を講じなければならない。



＊ポイント
注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る）は、化学設備等の改造時の作業における設備の分解や内部への立入を関係請負人に行わせる場合は、作業開始前に、製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等を記載した文書等を作成し、交付しなければならない。

安衛則662の3、4



出所：厚生労働省「まんがでわかる化学物質取扱の基本」より抜粋

5　個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項

まず、仕事を請け負わせる個人事業者等に改正安衛法をご存じなのか、正確にご理解しているのか確かめてください。
内容が多岐に亘り、施行期日も長期に亘るので、ご理解するのも大変だと思います。
個人事業者だけでなく、仕事を請け負わせる方も正確な知識が必要です。改正項目とその施行日を整理した中央労基署リーフレットがありますので、確認していきましょう。



フリーランス、一人親方、中小事業主・役員のみなさま

個人事業者等の安全衛生対策が強化されます！
～労働安全衛生法改正の主なポイントについて～

「注文者」や「作業場所管理事業者※」による対策が強化

個人事業者等の安全衛生対策について（厚生労働省HP）

R7.5.14施行

全ての注文者による配慮の明確化



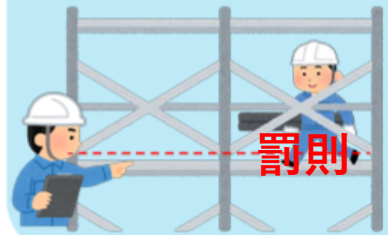
R9.4.1施行

全ての混在作業場所における連絡調整



R8.4.1施行

個人事業者等が統括管理の対象に



「個人事業者等※」自身による対策の強化

R9.4.1施行
不適格な機械の使用禁止



罰則

R9.4.1施行
機械等の自主検査の実施



罰則

R9.4.1施行
危険有害業務に関する安全衛生教育



罰則

「個人事業者等」の災害把握や権利確保の強化

R9.1.1施行
個人事業者等の業務災害報告制度



R8.4.1施行
労働基準監督署への申告制度



本リーフレットの詳細やその他の改正内容は
説明会資料
をご確認ください

改正労働安全衛生法
説明会資料
（厚生労働省HP）

※個人事業者…事業を行う者で労働者を使用しないもの
※個人事業者等…個人事業者＋中小企業の事業主やその役員
※作業場所管理事業者…業種を問わず、混在作業場所を管理する事業者

どうでしたか？
　改正安衛法について、個人事業者等の方も仕事を請け負わせるあなたも双方ご理解が得られていましたか？このように、双方ご理解していることを、確認した上で、具体的な現場での作業内容や作業条件を決めて、明示し、作業を開始しましょう。仕事が終わるまで双方決めたことを守ることも大事です。

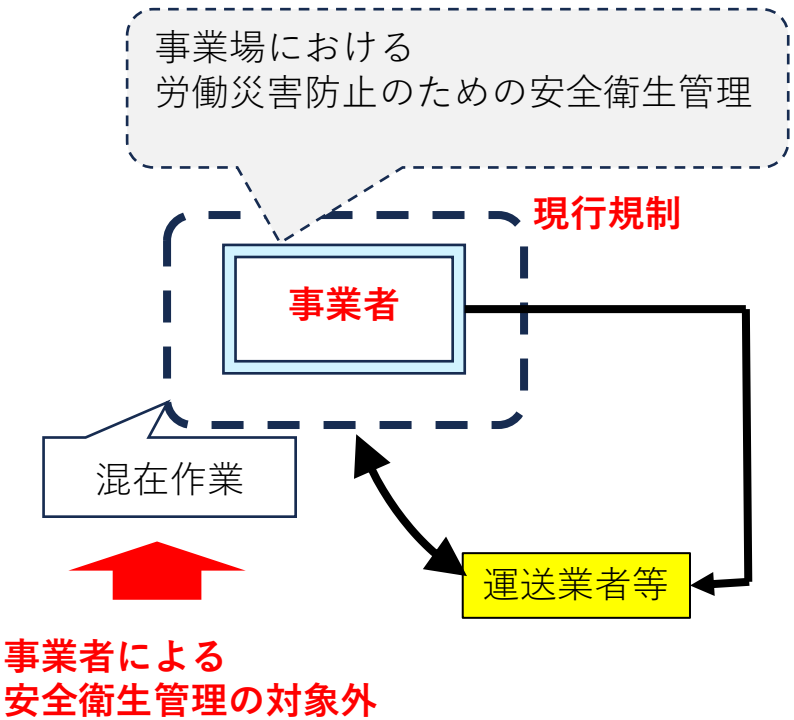


6　作業場所管理事業者として必要な措置（安衛法第３0条の４）

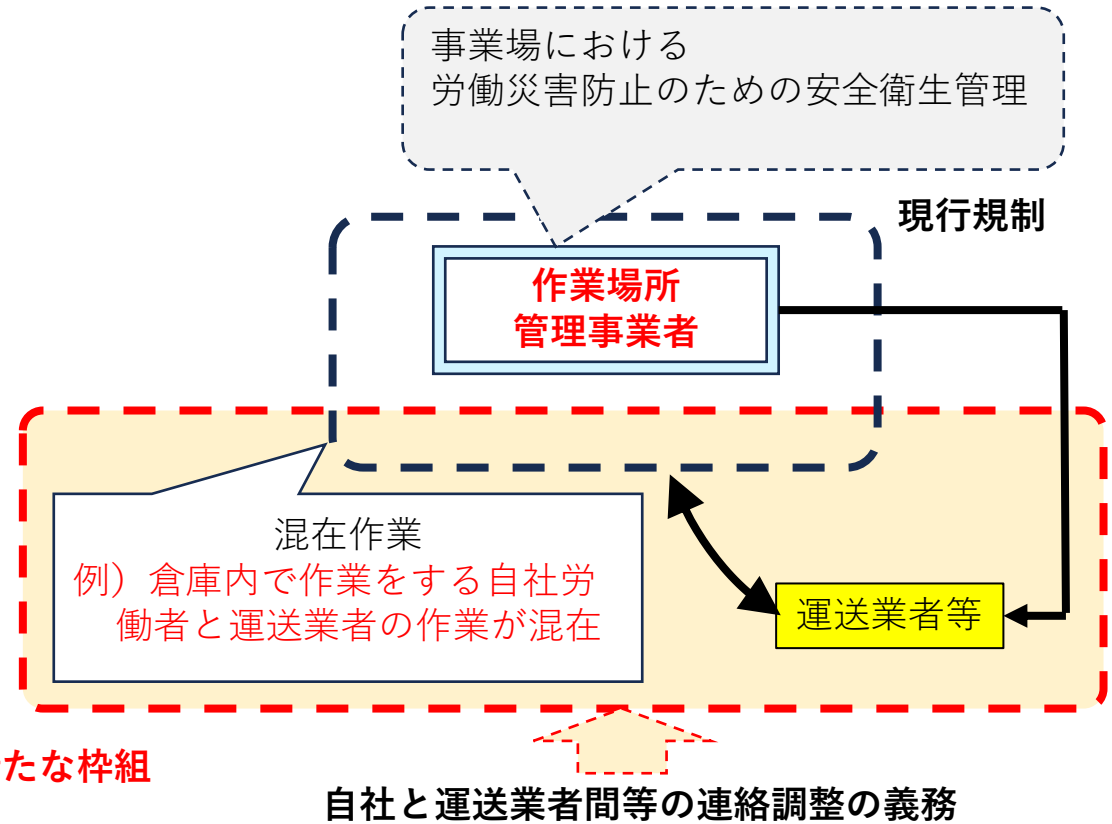
３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「**一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）**に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが創設されました。



≪現行≫



≪見直し後≫



作業場所管理事業者として必要な措置（安衛法第３0条の４）

仕事を自ら行う事業者であつて、当該**仕事を行う場所を管理**するもの（以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「**作業場所管理事業者**」という。）は、

その管理する一の場所においてその**労働者である作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及びその**請負人**（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の**後次の全ての請負契約の当事者である請負人**を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、**危険性又は有害性等を勘案**して**＊厚生労働省令で定める業務**に係る作業を行うときは、

当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、**作業間の連絡及び調整を行う**ことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。





作業場所管理事業者

【安衛法30条の4第1項】
仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの



個人事業者

＊　危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務　安衛則643条の10

次の表に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務

就業制限に係る業務	特別教育を必要とする業務	作業主任者を選任すべき作業	作業を指揮する者を定める必要がある作業	貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務	定期に実施する検査、補修等の業務
安衛令20条各号	安衛則36条各号	安衛令６条各号	安衛則151条の4等	安衛則151条の２第７号	安衛則169条の2、171条等

＊作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置

（1）作業間の連絡及び調整　安衛則643条の11

作業場所管理事業者は、**随時**、作業場所管理事業者と請負人との間、請負人相互間における法30条の4第1項の**連絡及び調整**を行わなければならない。

（2）作業場所管理事業者等の講ずべき措置　安衛則643条の12

①　作業場所管理事業者は、**安衛法30条の４に規定する場合を除き**、その管理する一の場所において作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時**、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における**連絡及び調整**を行うものとする。

作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。



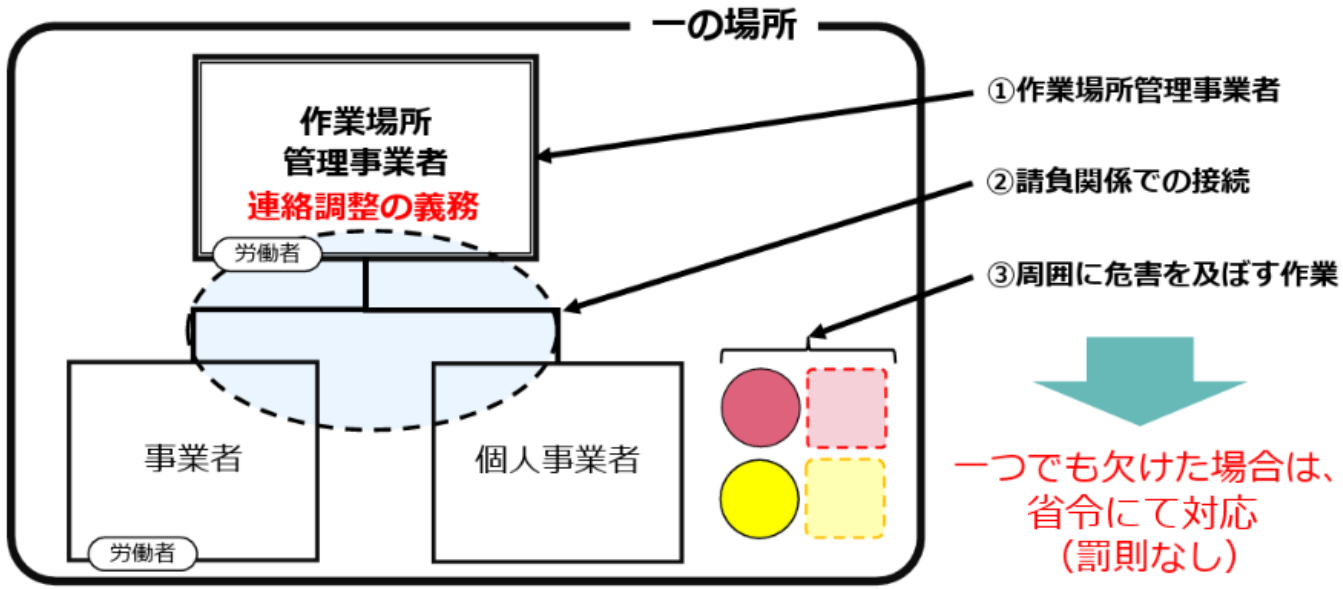
② 事業を行う者は、**作業場所管理事業者がいない一の場所**においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時**、当該他の事業を行う者と相互に**連絡及び調整**を行うものとする。

③ **作業従事者**は、講じられる措置に応じて、**必要な事項を守る**ものとする。

混在作業による労働災害防止の新たな枠組のイメージ

○ 法第30条の４は、一の場所において、**「①作業場所管理事業者」**の作業従事者と**「②請負関係」**にある事業者や個人事業者の作業従事者が作業を行う場合に、いずれかの作業が**「③周囲に危害を及ぼす作業」**に該当するときは、**「作業場所管理事業者」が作業間の連絡調整の義務を負う**。

○ 「作業場所管理事業者」がいない場合など**①～③の要件が一つでも欠けた場合**は、**法第30条の４は適用されない**。 【「省令（安衛則第６４３条の１２）」にて対応】



出所：第183回労政審安全衛生分科会資料

＊安衛法第30条の４と安衛法第30条との適用関係

建設工事が行われている現場において、建設の仕事に係る混在作業に加え、警備や資材搬入等の建設業以外の仕事に係る作業が行われる場合には、**建設の仕事に関する部分については安衛法第30条に基づく措置を講じた上で、建設の仕事の作業と建設の仕事以外の仕事の作業が混在する場面についてのみ、安衛法第30条の４に定める措置を追加で実施すれば足りる。**（令和８年５月26日基発0526第１号）

今回、新設された制度等も多いことから、今後新たにＱＡ、ガイドライン、通達等が出ることも考えられます。
当分はチェックして頂けるとありがたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

